

## 市第18号議案

### 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部改正

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

#### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成28年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「がけ地等」を「崖地等」に改める。

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第2条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第4条第1項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号の規定による認定に係る道及び同項第2号」に改める。

第16条第2項中「第112条第13項、第14項第2号、第15項及び第16項」を「第112条第12項、第13項第2号、第14項及び第15項」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第23条の4第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項を次のように改める。

2 第16条第2項の規定は、建築物の一部が前項第1号に該当する場合について準用する。

第29条第3項中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第49条の見出しを「(耐火構造等)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第16条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第51条を次のように改める。

#### (開口部の制限)

第51条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供するもので、次のいずれかに該当するものにあっては、その用途に供する部分とその他の用途に供する部分との区画部分に次項各号に掲げる開口部を設けてはならない。

(1) 第49条に規定する建築物

(2) その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもので、3階以上の階をその用途に供するもの

(3) その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以上のもの

2 前項に規定する開口部は、次に掲げるものとする。

(1) 床又は天井に設ける開口部（特殊な用途に供するものでやむを得ないものを除く。）

(2) 自動車車庫の内部に設ける開口部で、その他の用途に供す

る部分のために設ける避難用の出口

第53条の6第1項中「、第17条第2項」及び「、第51条」を削り、同条第2項中「第16条第2項（令第112条第15項）」を「第16条第2項（令第112条第14項）」に改め、「、第17条第2項（令第112条第15項に規定する構造物を除く。）」を削り、「第23条の4第2項（令第112条第15項）」を「第23条の4第2項（令第112条第14項）」に、「第51条（令第112条第15項）」を「第49条第2項（令第112条第14項）」に改める。

第53条の8中「、令第112条第13項に規定する構造物に限る。」、「第17条第2項（診療所及び児童福祉施設等を除き）」を削り、「第51条第1号（第16条第2項を準用する場合においては令第112条第13項に規定する構造物に、第17条第2項を準用する場合においては」を「第49条第2項（）」に改める。

第55条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

第56条第1項中「第49条」を「第49条第1項」に改める。

第56条の2第1項中「第18条まで」を「第16条まで、第18条」に改める。

第58条第1項中「第51条第1号において準用する場合を含む。」、「第17条第1項若しくは第2項（第23条の4第2項及び第51条第1号）」を「第49条第2項」に改め、「第49条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第51条第2号若しくは第3号」を「第51条」に改める。

（横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する

条例の一部改正)

第3条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした第2条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（抜粋）

$$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 後退用地 狹あい道路に接する土地で、当該狭あい道路との境界線とその狭あい道路の中心線からの水平距離が2メートルの線（市長が特に必要と認めて2メートル以上の距離を指定した場合はその指定した距離の線とし、法第42条第2項ただし書の規定に該当する場合は崖地等の道の側の境界線から道の側に水平距離4メートルの線とする。以下「後退線」という。）との間にあるものをいう。

（第9号から第13号まで省略）

横浜市建築基準条例（抜粋）

$$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、法第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第43条第3項、法第50条、法第52条第5項及び法第56条の2第1項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第30条及び令第144条の4第2項の規定による建築物の制限の付加その他法の施行について必

要な事項を定めることを目的とする。

(敷地の形態)

第4条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路（法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道及び同項第2号の許可に係る空地、道又は通路を含む。第23条の3において同じ。）に接する場合には、その敷地の路地状部分の長さの合計は、その路地状部分の幅員に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。

(表及び第2項から第4項まで省略)

(耐火建築物等)

第16条 (第1項省略)

2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第12項、第13項第2号、第14項及び第15項に規定する構造物で区画しなければならない。

(外壁等の防火措置)

第17条 削除 診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第12項、第14項第2号、第15項及び第16項に規定する構造物で区画しなければならな

い。

(構造等)

第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。

(第1号省略)

(2) 木造建築物等（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）で、階数が2であり、かつ、長屋の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものにあっては、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とすること。

- (2) (本文省略)  
(3)  
(3) (本文省略)  
(4)

2 第16条第2項の規定は、建築物の一部が前項第1号に該当する建築物の一部が前項第1号に該当する場合においては第16条第2項の規定を、前項第2号に該当する場合においては第17条第2項の規定を準用する。

(第3項及び第4項省略)

(敷地と道路との関係)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第13項第2号第112条第14項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。

(第4項省略)

(耐火構造等)  
(耐火構造)

第49条 (第1項省略)

2 第16条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前2項の規定は、次のいずれかに掲げる建築物については、適用しない。  
2 前項

(第1号及び第2号省略)

(開口部の制限)

(他の用途に供する部分との区画)

第51条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供するもので、次のいずれかに該当するものにあっては、その用途するものにあっては、その用途に供する部分とその他の用途に供する部分とその他の用途に供する部分との区画部分に次項各する部分とを次に定めるところにより区画しなければならない。号に掲げる開口部を設けてはならない。

ただし、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものについては、この限りで

ない。

(1) 第49条に規定する建築物

第14条又は第49条に規定する建築物であって自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を耐火構造としたものにあっては第16条第2項の規定を、その他の建築物にあっては第17条第2項の規定を準用する。

(2) その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもので、3階以上の階をその用途に供するもののほか、開口部を設けないこと。

(3) その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以上の他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫の内部に設けないこと。

2 前項に規定する開口部は、次に掲げるものとする。

(1) 床又は天井に設ける開口部（特殊な用途に供するものでやむを得ないものを除く。）

(2) 自動車車庫の内部に設ける開口部で、他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口

## (建築物の主要構造部に関する制限の特例)

第53条の6 令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項——、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第2項、第25条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条——並びに第53条、  
 の4の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項  
 第16条第2項  
 （令第112条第14項に規定する構造物を除く。）  
 （令第112条第15項）  
 ——————  
 （令第112条第15項に規定する構造物を除く。）、第17条第2項  
 第23条の4第  
 第23条の4第  
 第2項（令第112条第14項に規定する構造物を除く。）、第29条第  
 2項（令第112条第15項）  
 第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2  
 第51条（令  
 項（令第112条第14項に規定する構造物を除く。）及び第53条の  
 第112条第15項  
 4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」とい  
 う。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部で  
 あるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防  
 火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規  
 定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築  
 物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

## (避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例)

第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、  
 第16条第2項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き——、令第11  
 2条第13項に規定する構造物に限る。）、第17条第2項（診療所

及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 12 項に規定する構造物に限る。)、第 19 条(診療所及び児童福祉施設等を除く。)、第 27 条第 2 項(廊下の幅に限る。)、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで(同項第 2 号及び第 3 号を除く。)、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項(出口の幅の合計に限る。)及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 49 条第 2 項(第 51 条第 1 号(第 16 条第 2 項を準用する場合においては令第 112 条第 13 項に規定する構造物に、第 17 条第 2 項を準用する場合においては令第 112 条第 12 項に規定する構造物に限る。)の規定は、適用しない。

(仮設興行場等に対する制限の緩和)  
仮設建築物

第 55 条 法第 85 条第 5 項又は第 6 項に規定する仮設興行場等については、第 4 条、第 4 条の 2、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 16 条、第 24 条、第 29 条、第 33 条、第 36 条第 3 項、第 38 条第 4 項、第 39 条、第 41 条、第 47 条、第 47 条の 2 又は第 49 条から第 53 条までの規定は、適用しない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により、第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が 50 平方メートル以内の増築等については、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積)

第56条の2 次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分に対する第4条の3、第5条、第6条、第7条、第14条から第16条まで、第18条、第20条の2、第23条の2から第27条まで、第43条の2、第52条及び第53条の規定（以下この項において「特定規定」という。）の適用については、当該各号に掲げる面積は、特定規定に規定する用途に供する部分の床面積の合計に算入しない。

（第1号、第2号及び第2項省略）

第58条 第3条、第3条の2第2項若しくは第4項、第4条第1項、第4条の2第1項若しくは第2項、第4条の3第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第7条、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条第1項若しくは第2項（第23条の4第2項及び第49条第2項  
第51条第1号において準用する場合を含む。）、第17条第1項若しくは第2項（第23条の4第2項及び第51条第1号において準用する場合を含む。）、第18条から第20条まで、第20条の2第1項、第21条から第23条の3まで、第23条の4第1項、第3項若しくは第4項、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第1項、第2項若しくは第4項、第28条第1項から第3項まで、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条から第34条の2まで、第35条第1項若しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第51条  
第51条第2号若しくは第3号、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の2から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物

、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。

（第2項及び第3項省略）

### 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（仮設興行場等に対する制限の緩和）  
仮設建築物

第9条 法第85条第5項又は第6項に規定する仮設興行場等について  
では、第6条第1項の規定は、適用しない。